

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦が夫の両親とやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫（世帯代表者）に対して月額3万円（平成23年3月は3万6000円）が、申立人妻が病気療養中の申立人夫の父（申立外）の介護を担ったことを考慮し、要介護の認定を受けてから要支援に改善するまでの期間及びその後再度病状が悪化して入院中付添い看護に当たった期間につき、申立人妻に対して月額3万円（既払分を除く。）がそれぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

- (1) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X1）
 自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日
 自 平成24年9月1日 至 平成26年5月31日
- (2) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X2）
 自 平成26年4月1日 至 平成28年4月30日
 自 平成28年9月1日 至 平成29年2月28日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金1,706,000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X1）
 906,000円
- (2) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分（申立人X2）
 800,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年5月19日

（仲介委員 野崎 薫子）